

要予約

11/4 迄

詳しく知ろう!

日本版DBS法（こども性暴力防止法）とは何か
～学校及び民間事業者はこどもに対する
性暴力を防止するために何をすべきか～

日本版 DBS 法 (こども性暴力防止法)



11/6 水



16:00～17:00

オンライン無料セミナー開催
(Zoomによる配信方式)



講師紹介

弁護士 渡邊 迅

- ・名川・岡村法律事務所
 弁護士（副所長）
- ・学校法人電子学園 監事
- ・(株) ノースサンド社外監査役
- ・東京音楽大学 特任教授

2006年に名川・岡村法律事務所に入所し、
2021年より同事務所の副所長に就任。
学校法務、企業法務、スポーツ法務を専門分野とする。
主な著書に『改訂新版 問題を解決する学校法務 Q & A』（時事通信社）など。

講演の対象者

- ・学校関係者
- ・こどもに日常的に接する業務を行う
 民間事業者
(学習塾、スイミングスクール、芸能事務所、
 英会話教室、音楽教室、学童保育など)

お申し込みはHPまたは下記QRコードより▼

法廷辯護100年の実績

弁護士法人

名川・岡村法律事務所

東京弁護士会所属

https://bit.ly/dbs_zoom



広告

講演概要

2024年6月に成立した、いわゆる「日本版DBS法」（子ども性暴力防止法）は、学校設置者等及び認定を受けた民間事業者（認定事業者）に対し、児童等に対する性暴力の防止措置を義務付けるものです。その中でも、同法は、再犯対策として、学校設置者等及び認定事業者に対し、教職員等の性犯罪前科を確認することを義務付けた点に特徴があります。

同法は公布の日から2年6か月以内に施行することとなっており、ガイドラインも未公表であるため、詳細は不明な点が多いものの、学校に限らず、広く民間事業者も対象にしており、多くの学習塾やスイミングスクール、芸能事務所、英会話教室、音楽教室、学童保育を運営する民間の大手事業者も参加を前向きに検討している旨の報道もあり、関心の強さが窺われます。

そこで、本講演では、子ども性暴力防止法の概要をわかりやすく説明するとともに、今後、認定制度参加を検討している民間事業者の方々にも参考となる情報を提供いたします。

講演のポイント

- ・ 子ども性暴力防止法の成立の背景・概要
- ・ 対象となる学校設置者等及び認定事業者の範囲
- ・ 学校設置者等の責務
- ・ こどもの安全を確保するための初犯対策
- ・ こどもの安全を確保するための再犯対策
- ・ 性犯罪前科の有無を確認する仕組み
- ・ 民間事業者が検討すべき課題
(メリット・デメリット)

当講演にご参加いただいた方は、特典として初回無料の法律相談をご利用いただけます。

ご希望の方は、講演ご視聴後のアンケートよりお申込みください。



法廷辯護100年の実績
弁護士法人

名川・岡村法律事務所

東京弁護士会所属

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門40MTビル5F

03-5405-7560

<https://www.nagawa-okamura.com/>

